

## 公益財団法人国際文化会館 会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、定款第54条第2項の規定に基づき、公益財団法人国際文化会館(以下「当会館」という。)の会員の入会及び退会並びに入会時寄付金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種類および要件)

第2条 次の各項に該当する者を当会館の会員とする。

1. 個人会員(期間会員を含む)は、国際交流のさまざまな分野で活躍する者で、国際文化会館の事業に知的に協力、または国際文化会館を財政的に支援する意志を有する個人である。会員2名の推薦と理事会の任命する会員審査会の承認を経て、所定の入会時寄付金および会費を納める。
2. 法人会員は、当会館の目的・事業に賛同し、当会館の勧説・依頼に応じて、所定の会費を納める法人である。法人会費1口につき1名の代表者を法人代表会員として推薦できる。
3. 特別会員は、理事会の入会推薦に応じ、国際文化会館の事業に協力する意思ある者である。国際文化会館が認める期間、特別会員の資格が与えられる。
4. 図書会員は、大学院生および大学その他の研究機関で教職または学術研究を主たる職とし、図書室の利用のみ希望する個人である。会員1名または所属学術機関の指導教官の推薦を要し、所定の会費を納める。

### (理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前各条の会員(以下「会員」という。)となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

### (入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (入会時寄付金)

第5条 入会時寄付金は会員種別に応じて下記各項のとおりとする。

1. 個人会員は、入会に際してつぎに定める入会時寄付金を支払う。入会時寄付金はいかなる場合も返還しない。
  - (1) 国内在住の会員 40万円または20万円
  - (2) 海外在住の会員 30万円または10万円

(共に自己選択制。どちらを選択しても会員の地位、権利には影響しない。)

なお、入会時寄付金を支払った国内の新規会員に対しては、「公益法人」への寄付であることが明記されている領収書を送付する。

2. 上記にかかわらず、45 歳以下の者は入会時寄付金を、国内会員は 10 万円、海外会員は 5 万円とすることができる。
3. 期間会員は、2 年間の期間限定とし（本人の申請により期間満了時に 1 年の延長可）、適用は 1 回限りとする。また期間会員の入会時寄付金は 5 万円として、その差額支払いにより個人会員に転籍可能とする。
4. 法人会員の入会時寄付金については、会員の任意とする。

#### （会費）

第 6 条 会費は会員種別に応じて下記各項のとおりとする。

1. 個人会員は、次に定める会費を毎年、入会した月に前納する。
  - (1) 国内の個人会員については、年額 3 万円。海外の個人会員については、年額 1 万 5 千円。（もしくは相当外貨）

上記にかかわらず、会員在籍 25 年以上で、かつ満 85 歳に達した会員の会費は免除する。（現状 85 歳未満でも既に会費免除されている会員はこの限りではない。）

また終身個人会員を希望する者は、理事会の任命する会員審査会の承認を経て、入会時寄付金 40 万円を含め合計 100 万円を一括払いとする。
  - (2) 期間会員については、2 年分一括払いで年額 3 万円とする。
2. 法人会員については、1 口（1 記名）につき年額 18 万円で、口数は 1 口より 10 口までとする。払込方法は、半年払い、年払い、または 10 年分一括前払いとする。
3. 法人の登録する代表者については、徴収しない。
4. 特別会員については、徴収しない。
5. 図書会員については、年額 6 千円とする。

#### （会員の特典）

第 7 条 会員は次の特典を享受することができる。

1. 会員は、当会館の行う講演会、研究会、講座など各種の集会の通知を受け、出席することができる。
2. 会員は宿泊希望者を紹介でき、また期間会員を除く会員は、入会希望者を推薦することができる。ただし、それらのものが、料金不払いその他好ましくからざることを行った場合は、それらの者を推薦した会員の推薦権、紹介権を停止されることがある。
3. 会員（および配偶者）は、会館施設の利用について割引を受けられる。
4. 会員は、特に定められた場合のほか、当会館の発行する年報、Annual Report、I-House Quarterly の無料配布を受けることができる。

5. 図書会員には、図書室の利用を除き、上記4項は適用されない。

(会費の使途)

第8条 第5条及び第6条の会費及び入会時寄付金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額を管理費にあてる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が下記各項に該当するときは、会員資格を喪失することがある。

1. 入会申込書に経歴その他の事実を詐称した者。
2. 会費を1年以上支払わない者。
3. 会館における宿泊費、飲食費、その他会館に対する金銭的債務を、請求後6ヵ月以内に支払わない者。
4. 会館施設使用規定その他の会館の諸規則を2回以上破った者。
5. その他会員としての体面を傷つけた者。会館の目的に反する行為をなした者。

(会員の退会)

第10条 会員が下記各項に該当するときは、会員を退会するものとする。なお、下記各項の場合、既納の入会時寄付金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 退会を希望する会員は、退会届を書面で当会館に提出しなければならない。
2. 会員が死亡したときは、死亡の日をもって退会したものとして取り扱う。

(改正)

第11条 この規約は、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第12条 この規約の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、平成24年4月1日より施行する。

平成24年5月23日改正

(削除) 第6条第6項 全文削除

平成26年5月28日改正

(変更) 第6条第1項 終身個人会員の入会時寄付金額

(変更) 第7条第4項 「会報、Bulletin」を削除、「I-House Quarterly」を追加